

# 実験動物の授受に関するガイドライン

－ マウス・ラット編－

国立大学動物実験施設協議会

昭和59年5月31日制定

改訂 平成5年5月20日

平成10年5月15日

平成11年5月14日

平成13年5月25日

## 1. 目的

本ガイドラインの目的とするところは、実験動物の授受に際して、分与者、分与者が利用する施設の管理者（以下「分与施設管理者」という）、被分与者、ならびに被分与者が利用する施設の管理者（以下「被分与施設管理者」という）が本ガイドラインを相互に遵守することによって実験動物の福祉面への配慮、病原微生物の伝播防止、輸送中の事故防止、ならびに授受動物の系統保持等を図ろうとすることにある。

## 2. 適用範囲

- (1) 国立大学動物実験施設協議会施設及びそれを利用する研究者間における実験動物の授受は、本ガイドラインに従うものとする。
- (2) 前項以外の他機関及びその研究者と実験動物を授受する際にも、本ガイドラインに準じて実施する。

## 3. 分与動物

- (1) 分与動物は、臨床的に異常を認めず、病原微生物を保有しないことを原則とする。なお、マウス・ラットのエクセレント (E)、コモン (C)、ミニマム (M) の各ステータス別に検査を行うべき項目は表1に示すものとする。
- (2) 分与動物は、分与者が維持している動物とする。
- (3) 分与動物数は、被分与者が維持・研究を行う上で必要最小限度の動物数とする。

## 4. 分与者

- (1) 分与者は、できるだけ正確な分与動物の微生物学的ステータスを把握し、被分与者への情報提供に努めること。
- (2) 分与者は、分与施設管理者の協力下に「様式4号：実験動物授受のための飼育環境及び健康調査レポート」（以下「調査レポート」という）を作成し分与動物が飼育されている環境情報等を被分与者に伝えること。
- (3) 分与者は、系統名（亜系統名がある場合は亜系統名）、近交世代数、生年月日、標識遺伝子、特徴など、分与動物に関する情報を被分与者に伝えること。
- (4) 分与者は、当該動物の開発者の権利を尊重し、使用制限事項（特許、登録商標、その他の知的所有権等）がある場合には、分与承諾書にその旨明記し、被分与者に伝えること。

## 5. 分与施設管理者

分与施設管理者は、分与者から微生物検査成績書、並びに調査レポートの作成を依頼されたときは、分与者と協力して報告書を作成すること。

## 6. 被分与者

- (1) 被分与者は、分与者からの微生物検査成績書、調査レポートを分与動物の導入前に被分与施設

管理者に提出し、その指示に従うこと。

- (2) 被分与者は、分与者から微生物検査成績書を得られない場合、被分与施設管理者の指示に従うこと。
- (3) 被分与者が遺伝子操作動物等組換え DNA 実験に準ずる実験にかかわる動物の分与を受けるときは、「大学等における組換え DNA 実験指針」、及び「動物実験施設における遺伝子操作動物の取扱いに関する手引き」に従い、動物の導入前に所属機関の許可及び被分与施設管理者の承諾を得ること。
- (4) 被分与者は、分与者からの実験動物に関する情報を保管すること。
- (5) 被分与者は分与動物が分与者からの情報と異なるとき、あるいは新しい知見を得たときは、分与者に報告すること。
- (6) 被分与者は、分与動物に関する開発者の優先権を尊重し、使用制限事項（特許、登録商標、その他知的所有権等）がある場合には、それを遵守すること。
- (7) 被分与者は、分与を受けた動物を学術研究にのみ使用し、商業目的に使用したり、分与者の了解を得ずに第3者に分与しないこと。
- (8) 被分与者は、分与動物を用いた研究成果を公表する場合には、論文等に開発者の名または開発者の文献を記載するとともに、その別刷り1部を分与者に送付すること。

#### 7. 被分与施設管理者

- (1) 被分与施設管理者は、被分与者と協力して微生物検査成績書、調査レポートの収集に努め、これらの書類を保管すること。
- (2) 被分与施設管理者は、収集した情報を参考にして分与動物の施設搬入許可、飼養場所を決定すること。更に、必要な場合には、一定期間隔離飼育して検疫を実施すること。

#### 8. 授受の方法、輸送中の事故防止、その他

- (1) 分与の申込み、承諾及び受領の確認は様式1、2、3号によることとし、分与者及び被分与者はこれらの書類を保管すること。
- (2) 分与者及び被分与者は、実験動物の輸送に際して、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」の第3条第2項に留意し、実験動物の福祉、健康、安全面への配慮と実験動物による事故の防止に努めること。特に、遺伝子操作動物等の輸送に際しては、「動物実験施設における遺伝子操作動物の取扱いに関する手引き」に準じて逃亡防止に最善の配慮をすること。
- (3) 施設の管理者は、本ガイドラインの趣旨が活かされるよう、平素から施設内の実験動物の微生物学的状態等について把握できる体制の整備に努めること。

#### 9. 付記

- (1) スタート後なるべく早期に、現ステータスの評価と、公私立大学実験動物施設協議会等関係者間で調整を始める。
- (2) 微生物検査メニューの追加・削除等の見直しを行うため、3～5年くらいのスパンで再評価作業を行う。
- (3) 凍結胚・凍結配偶子による実験動物の授受が今後増加する傾向にある。清浄性、輸送コストを考慮するとこの方法はアドバンテージが高いと思われるので、近い将来この方法が主体になることを視野に入れて、各施設において技術の習得等準備に努めることが重要である。

表1 微生物学的モニタリング対象微生物および寄生虫

大学動物実験施設における実験用マウスおよびラットに対する微生物学的モニタリングの対象として、この表に示す微生物および寄生虫の検査を推奨する。これらの検査成績を、施設の衛生管理や動物の相互分与時の検疫の参考とする。

なお、検査成績評価の参考として、日本実験動物協会 / ICLAS モニタリングセンターによる微生物のカテゴリー (\*)、発生頻度 (\*\*) のスコア (が多いほど高い) を示し、これらを総合的に判定して微生物学的ステータスを以下の3種に分類するとともに、定期検査と非定期検査に分類する。

マウス

Pathogen	カテゴリー (*)	発生頻度 (**)	ステータス	定期 / 非定期検査
Mouse hepatitis virus	B		Min	定期
Sendai virus (HVJ)	B		Min	定期
Ectromelia virus	B		Min	非定期
Lymphocytic choriomeningitis virus	A		Min	非定期
Mouse rotavirus (EDIMV)	B / C		Com	非定期
Mouse parvovirus MVM / MPV)	C		Com	非定期
Mouse encephalomyelitis virus (TMEV)	C		Com	非定期
Pneumonia virus of mice(PVM)	C		Com	非定期
Mouse adenovirus	C		Com	非定期
Reovirus type 3	C		Com	非定期
Lactate dehydrogenase elevating virus	C		Com	非定期
<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B		Min	定期
<i>Salmonella</i> spp.	A		Min	定期
<i>Clostridium piliforme</i> (Tyzzer's organism)	C		Min	定期
<i>Corynebacterium kutscheri</i>	C		Min	定期
<i>Pasteurella pneumotropica</i>	C		Com	定期
Cilia-associated respiratory (CAR) bacillus	C		Com	非定期
<i>Citrobacter rodentium</i> ( <i>Escherichia coli</i> O115 a,c;K(B))	B / C		Com	非定期
<i>Helicobacter hepaticus</i>	C		Com	非定期
<i>Pseudomonas aeruginosa</i>	D / E		Ex	定期 / 非定期
<i>Staphylococcus aureus</i>	D / E		Ex	非定期
<i>Pneumocystis carinii</i>	D		Ex	非定期
Pathogenic protozoa				
<i>Giardia muris</i>	C		Com	定期***
<i>Spiroucleus muris</i>	C		Com	定期***
Nonpathogenic protozoa				
Trichomonads etc.	E		Ex	定期***
Helminths (pinworms)	C		Com	定期***

ラット

Pathogen	カテゴリー (*)	発生頻度 (**)	ステータス	定期 / 非定期検査
Sialodacryoadenitis virus (SDAV)	B		Min	定期
Sendai virus (HVJ)	B		Min	定期
Hanta virus	A		Min	定期
Rat parvovirus (KRV / H-1 / RPV)	C		Com	非定期
Mouse encephalomyelitis virus (TMEV)	C		Com	非定期
Pneumonia virus of mice(PVM)	C		Com	非定期
Mouse adenovirus	C		Com	非定期
Reovirus type 3	C		Com	非定期
<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B		Min	定期
<i>Salmonella</i> spp.	A		Min	定期
<i>Clostridium piliforme</i> (Tyzzer's organism)	C		Min	定期
<i>Corynebacterium kutscheri</i>	C		Min	定期
<i>Bordetella bronchiseptica</i>	C		Min	定期
<i>Pasteurella pneumotropica</i>	C		Com	定期
<i>Streptococcus pneumoniae</i>	C		Com	非定期
Cilia-associated respiratory(CAR) bacillus	C		Com	非定期
<i>Pseudomonas aeruginosa</i>	D / E		Ex	定期 / 非定期
<i>Staphylococcus aureus</i>	D / E		Ex	非定期
<i>Pneumocystis carinii</i>	D		Ex	非定期
Pathogenic protozoa				
<i>Giardia muris</i>	C		Com	定期***
<i>Spironucleus muris</i>	C		Com	定期***
Nonpathogenic protozoa				
Trichomonads etc.	E		Ex	定期***
Helminths (pinworms)	C		Com	定期***

(\*) 「実験動物の微生物モニタリングマニュアル」日本実験動物協会 / ICLAS モニタリングセンター編

日本実験動物協会、1988. ここでは、本マニュアルのカテゴリーに沿って新たな微生物・寄生虫も追加分類した。

(\*\*) ・ 過去20年程度に国内での発生わずかにあり、 ・ 時々あり、 ・ 頻繁にあり、無印・ 全くなし。

(\*\*\*) 小腸および大腸内容物の鏡検

微生物学的ステータス (微生物学的状況)

**Minimum** これらの微生物検査は陰性であること。

**Common** これらの微生物検査は陰性であることが望ましい。特に、系統維持動物は陰性であることをめざす。

**Excellent** これらの微生物は、高度の免疫不全動物や免疫抑制実験では陰性であることが望ましい。しかし、これらを周辺環境から完全に排除するには厳密な管理と設備が必要であり、通常の実験においては存在の可否を問わない。

定期 / 非定期検査の考え方

定期検査とすべきものは、カテゴリー、発生頻度、ステータス、飼育環境の指標としての意義、検査体制の現状等を総合的に判断したものである。非定期検査は、飼育施設の状況や実験目的に応じて、随時検査を行うものであるが、将来的に国内の検査体制の整備や検査キットの開発に応じて定期検査とすべきである。